

令和4年11月7日

横浜市 市長

横浜市大規模小売店舗立地審議会
会長 石塚陽子



大規模小売店舗を設置する者による生活環境保持
のための適正な配慮に関する事項について（答申）

令和4年3月22日付けで届出のあった次の店舗については、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第4条に基づく指針及び横浜市大規模小売店舗立地法運用基準を勘案し調査審議した結果、以下のとおり答申します。

大規模小売店舗の名称 及び所在地	審 議 結 果
(名 称) (仮称) 戸塚汲沢計画 (所在地) 戸塚区汲沢二丁目1684番の 29	本案件に対し、法第8条第4項に基づく横浜市の意見を有しないものとするのが適当と判断します。 なお以下について付帯事項とします。 当該店舗の周辺には、多くの住宅が立地しています。そのため、説明会での出席者からの意見を真摯に受け止め、来客車両が住宅地を通過することで生活環境が悪化することがないように、必要な対策を講じてください。 特に来店経路について、大きく迂回が生じる計画となっていることから、来店者に対し来店経路の周知・誘導を徹底してください。 また、開店後、駐車場出入口の安全対策、店舗周辺の交通環境、及び近隣住宅の生活環境等に問題が生じた場合には、関係機関と協議の上、速やかに適切な対策を講じてください。

令和4年11月7日

横浜市 市長

横浜市大規模小売店舗立地審議会
会長 石塚陽子



大規模小売店舗を設置する者による生活環境保持
のための適正な配慮に関する事項について（答申）

令和4年3月30日付けで届出のあった次の店舗については、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第4条に基づく指針及び横浜市大規模小売店舗立地法運用基準を勘案し調査審議した結果、以下のとおり答申します。

大規模小売店舗の名称 及び所在地	審 議 結 果
(名 称) (仮称) たまや新上郷店 (所在地) 栄区上郷町180番の2	本案件に対し、法第8条第4項に基づく横浜市の意見を有しないものとするのが適当と判断します。 なお以下について付帯事項とします。 来退店経路について、大きく迂回が生じる計画となっていることから、来店者に対し来退店経路の周知・誘導を徹底してください。 開店後、駐車場及び駐輪場の出入口の安全対策、店舗周辺の交通環境、及び近隣住宅の生活環境等に問題が生じた場合には、関係機関と協議の上、速やかに適切な対策を講じてください。